

## 緊急小口資金（特例貸付）申請の手引き

◎ 感染拡大の防止のため「郵送申請」をお願いいたします。

- この緊急小口資金（特例貸付）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活の維持のための貸付を必要とする世帯で、次の要件を満たす世帯を対象としています。
  - ・ 世田谷区に住民登録があること
  - ・ 他の自治体で本特例貸付を受けていないこと
  - ・ 生活保護を受給（申請）していないこと
  - ・ 借り受け人が18歳以上であること  
(未成年の場合、親権者の同意があれば対象となります)
- ※ 社協役員・職員、公務員がいる世帯は貸付の対象となりません。
- 本特例貸付は、世帯を単位とした貸付です。（一世帯一申請）
- 申請にあたっては、**本手引きをよくお読みいただき、申請書類の作成や添付資料を準備くださるよう**、お願いいたします。
- 記入漏れや印漏れ、添付資料の不備などがあると、**送金までにお時間がかかる**ことがあります。
- **申請の受付は令和4年9月30日（金）までです。**

### <目次>

同封されている書類	P 1	受付窓口・問い合わせ先	P 4
申請から交付の流れ	P 2	住民票（写し）の交付について	P 5
申請にあたっての留意点	P 3		

## 1. 同封されている書類

- ① ID 通知票・・・◎返送してください
- ② 緊急小口資金（特例貸付）申請の手引き（本資料）
- ③ 福祉資金緊急小口資金（特例貸付）のご案内
- ④ 緊急小口資金特例貸付借入申込書・・・◎返送してください
- ⑤ 緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書・・・◎返送してください
- ⑥ 緊急小口資金特例貸付借用書・・・◎返送してください
- ⑦ 収入の減少状況に関する申立書・・・◎返送してください  
※④～⑦はホチキス止めしてあります。はずさずにご記入ください。
- ⑧ 確認チェックリスト・・・◎返送してください
- ⑨ 上記提出書類の記載例（ホチキス止め）
- ⑩ 住民票にかかる発行手数料免除のご案内・・・◎区の窓口へ提出ください
- ⑪ 返送用の宛名シール

## 2. 申請から交付の流れ

### ① 申請書類の作成

本手引きや同封の書類等をよくお読みいただき、別添の記入例を参考に、各書類を作成してください。

※【ご注意】消せるボールペン、鉛筆は使用しないでください。

※記載例を参照し、記入漏れ・間違いなど無いよう必ずご確認ください。

※書き間違えた場合は、該当箇所を二重線で引き、訂正印（認印可）を押印ください。

なお、借用書の場合は、氏名の横にも押印ください。

### ② 申請書類の提出

世田谷区社会福祉協議会に、令和4年9月30日（金）までに提出してください。（事務局必着になります。）

提出は送付記録の残る方法でお願いいたします。

（例・・・簡易書留、レターパックライト、宅急便など）

※送付先は4ページに記載してあります。同封の宛名シールもお使いください。

### ③ 申請書類の処理

申請書類、添付資料を点検し、東京都社会福祉協議会に送付します。なお、申請書類の控えとして借入申込書、重要事項説明書、借用書、申立書を返送します。大切に保管をしてください。

### ④ 審 査

東京都社会福祉協議会が貸付審査を行ないます。審査中に内容の確認が必要な場合は、連絡をさせていただくことがあります。

### ⑤ 貸付金交付

貸付金の交付は、東京都社会福祉協議会に書類を送付した日から、金融機関の10営業日（土日・祝日を除く）程度かかっております。なお、本人名義の口座への送金をもって貸付決定となります。

※貸付金の上限は20万円（一括交付）で、1回限りの利用になります

### ⑥ 償 還 開 始

1年間の据置期間の経過後、振り込み月の翌月から償還になります。

※償還について、後日、東京都社会福祉協議会から案内があります。

※償還額（20万円借り入れ）

初回～23回目 8,330円 最終回（24回目）8,410円

### 3. 申請にあたっての留意点

#### (1) 貸付対象となる世帯について

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少による緊急かつ一時的に貸付を必要とする世帯になります。  
※新型コロナウイルス感染症の影響が生じる以前の離職や収入低下は、特例貸付の対象外になる場合があります。
- ②原則として、借入申込者（申請者）は世帯主とします。世帯主以外の世帯員の方が新型コロナウイルスの影響で失業・減収等した場合も貸付けることができますが、その場合も借入申込者は世帯主となります。
- ③本特例貸付は、世帯を単位とした貸付です。（一世帯一申請）

#### (2) 申請書類

同封の以下の6点を返送してください。ID通知票、確認チェックリスト以外は、記入例を参考に記入し、署名（自署）のうえ原本を提出してください。

・ ID 通知票

- ・ 緊急小口資金特例貸付借入申込書・・・・・・・・・・◎自署
- ・ 緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書・・・・◎自署
- ・ 緊急小口資金特例貸付借用書・・・・・・・・・・◎自署
- ・ 収入の減少状況に関する申立書・・・・・・・・・・◎自署
- ・ 確認チェックリスト・・・・・・・・・・◎チェック欄記入

※ホチキスは、はずさないで返送してください。

#### (3) 添付資料

##### ○通帳又はキャッシュカードのコピー

貸付金の振込口座の確認のため、口座名義人（フリガナ）、口座番号のわかるページをコピーしてください。

※【ご注意ください】

ゆうちょ銀行は通常の口座番号ではなく、通帳1ページ目、見開き下段の漢数字（〇一八など）と7桁の口座番号です。

##### ○住民票（交付された原本）

世帯全員が記載された発行後3か月以内のもの。マイナンバー、本籍地、続き柄の記載は不要です。

※印鑑証明書は必要ありません。

※交付の場所や手続きは、5ページを参照してください。

##### ○本人確認書類のコピー

氏名・住所等を確認する資料です。健康保険証、運転免許証、パスポート、住基カード等、公的な機関の発行した証明書をコピーしてください。なお、運転免許証の住所変更などされた場合は、該当する箇所もコピーしてください。

※健康保険証の記号・番号部分の記載は不要です（マスキングしてください）。

なおコピーに記載があった場合は社会福祉協議会でマスキングします。

※外国籍の方は在留カードのコピーもご提出ください

## 【申請書類の郵送先】

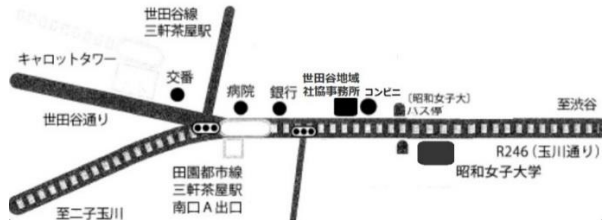
〒154-0004 世田谷区太子堂4-3-2 DS三軒茶屋ビル2階  
ぷらっとホーム世田谷分室 特例貸付担当 行

郵送での提出が難しい場合… お住まいの地域の社協事務所にご提出ください。

## 【提出窓口（受付時間：平日9時～17時）】

### ○世田谷地域社協事務所

〒154-0004 世田谷区太子堂2-12-2  
T-one 世田谷ビル5階  
電話：03-3419-2311



### ○北沢地域社協事務所

〒155-0031 世田谷区北沢2-11-3  
イサミヤビル3階  
電話：03-5787-8537



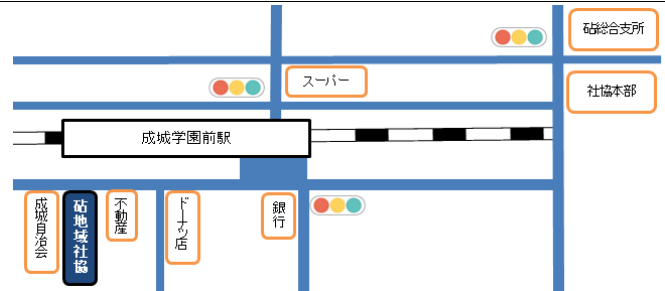
### ○玉川地域社協事務所 ※令和3年1月12日(火)より二子玉川から移転しました

〒158-8503 世田谷区等々力3-4-1  
玉川総合支所2階  
電話：03-3702-7777



### ○砧地域社協事務所

〒157-0066 世田谷区成城2-33-15  
成城二丁目事務所棟1階  
電話：03-5727-6101



### ○烏山地域社協事務所

〒157-0062 世田谷区南烏山5-18-13  
モリッチビル4階  
電話：03-5314-1891



【特例貸付のお問合せ先】ぷらっとホーム世田谷分室 生活福祉資金担当  
電話：03-3419-2611

# 「世田谷区住民票（写し）の交付について」

## 1 住民票の交付場所など

### 《月曜から金曜日の交付》

窓口 各総合支所くみん窓口、各出張所、各まちづくりセンター

時間 午前8時30分から午後5時

### 《土曜日の交付（第3土曜日は除く）》

窓口 各総合支所くみん窓口、太子堂出張所

時間 午前9時から午後5時

※くみん窓口、出張所は込み合っておりますので、相当お時間をいただく場合があります。また、窓口で手続きされる方が集中することによる密集・密接の状態を回避するため、入場規制を行っている場合もあります。

※まちづくりセンターは取り次ぎのため、時間がかかる場合があります。

### 《持ち物》 本人確認資料

運転免許証、パスポート、健康保険証など官公署の発行の証明書

### 《申請書》 世帯全員1通、マイナンバーや本籍の記載は不要です。

使いみちには「緊急小口資金の貸付」とお書きください。

### 《料金》 同封の「住民票等にかかる発行手数料免除のご案内」を窓口にお出しください。

（緊急小口資金貸付用で1通のみ無料になります）

※事前に有料で交付を受けた方への返金はありません。ご了承ください。

## 2 郵送による住民票の交付申請

住民票の写しの交付は、郵送でも受け付けております（送付先と送付書類は以下のとおり）。  
区のホームページなどで手続きをご確認のうえ是非ご利用ください。

### 《住民票の郵送申請の際の送付先》

〒154-8589 東京都世田谷区世田谷4丁目19番10号世田谷区 住民票集中管理・住居表示

電話番号 03-5432-1170

#### 送付書類

1. 住民票の申請書（専用の郵送用請求（区ホームページからダウンロードできます）・申出書または便せん等に必要事項を記入してください。）
2. 返信用封筒（申請者の住所・氏名を記入し、返信料金分の切手を貼ってください。）  
（注意）送付先は、ご本人の住民登録地になります。
3. 本人確認資料（例：運転免許証・マイナンバーカード・写真付住民基本台帳カード・日本国発行のパスポート・健康保険証・年金手帳・在留カード・特別永住者証明書等の写し）

窓口で手続きをされる際は、マスクの着用、手洗いや咳エチケットなど、感染防止の対策にご協力ください。また、体調が優れない場合等には、来庁をお控えいただきますようお願いいたします。